平成２５年（フ）第１９６０号
福岡市博多区諸岡６丁目25番８号
債務者　高田　元成
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９５号
福岡市中央区平和３丁目９番７号
債務者　中尾　明美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９７号
福岡市中央区高砂２丁目19番９号
債務者　瀬戸山陽一
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９８号
福岡市中央区高砂２丁目19番９号
債務者　瀬戸山盛吏江
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２００５号
福岡市早良区賀茂２丁目６番24号
債務者　権田　直也
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０２１号
福岡県糟屋郡志免町田富１丁目13番18号
債務者　淺井　俊宏
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０２２号
福岡市南区花畑１丁目８番22号
債務者　淺井　孝介
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４１号
福岡市西区大字千里454番地５
債務者　三好　敏広
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５２号
福岡市中央区薬院２丁目15番10―701号
債務者　田畑　俊一
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５３号
福岡市西区野方２丁目41番２号
債務者　坂田　陽子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５６号
福岡市南区花畑２丁目33番15号
債務者　渡辺　秀徳
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５７号
福岡市博多区諸岡６丁目21番７号
債務者　谷口美規男
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５９号
福岡県筑紫郡那珂川町中原１丁目45番地　グレイス博多南202号
債務者　白石　広美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０６７号
福岡県福津市西福間３丁目40番７号ユーハイツ203号
債務者　木下　勇輝
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８６号
福岡市東区香椎２丁目44番60号
債務者　高木　智浩
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０１号
福岡市城南区片江３丁目９番20号
債務者　古賀　宏治
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０５号
福岡県古賀市天神６丁目10番８号
債務者　小手川道浩
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３号
福岡県大野城市つつじケ丘４丁目９番24号Ｃ―201号
債務者　船津　幹雄
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部